

## TOKYO PRO-BOND Market 上場債券にかかる公社債銘柄コードの付番方法の一部変更について

2015年10月7日

証券コード協議会

当協議会で付番している債券にかかる銘柄コードのうち、非公募債については、通常は新証券コード（国内発行の場合は ISIN と同じ）のみの付番で公社債銘柄コードを付番しない。例外的に、株式会社東京証券取引所開設（以下、「取引所」という。）の TOKYO PRO-BOND Market に上場する銘柄については制度上全て非公募債であるものの、新証券コードとともに、取引所からの申請に基づいて公社債銘柄コードも付番している。その場合の付番方法は「株式及び公社債銘柄コードの設定、変更及び削除に関する取扱い要領」における「(注9) 非公募銘柄に付番する場合の銘柄コードについて」で規定しており、以下のとおり、付番対象の銘柄の発行体について、4桁の固有名コードが設定済みか否かで取扱いを変えることとなっている。

- ・ 固有名コード未設定の発行体が発行する銘柄の場合は
  - ① 回記号コード（4桁）は証券コード協議会が定める任意の数値とする。
  - ② 銘柄固有名コードは複数の発行体について1種類の共通コード(0799)を利用する。
- ・ 固有名コードが設定されている発行体の場合は公募債と同一の付番方法

今後固有名コード設定済の発行体による発行も増加が想定されるため、今般改めて検討した結果、以下の<変更理由>から、固有名コード設定済の発行体についても、前段の未設定の場合の付番方法（上記①および②）に合わせて、付番方法を統一することとし、株式及び公社債銘柄コードの設定、変更及び削除に関する取扱い要領の該当規定を改正する。なお、新証券コード（ISIN）については、従来から TOKYO PRO-BOND Market 上場とは関係なく非公募債にも設定しているため取扱いに変更はない。

### <変更理由>

1. 利用者の利便性の観点から、現行規定どおり付番を行った場合、公社債銘柄コードについては大部分の公募債の中に、同体系で付番された少数の非公募債が混在することになるが、コードだけでは見分けがつかないため、混乱を招きかねない。
2. 同様の観点から、発行体に関係なく私募債用固有名コード（0799）を使用することで、TOKYO PRO-BOND Market 上場の全銘柄が公社債銘柄コードにより特定可能となる。

以 上

株式及び公社債銘柄コードの設定、変更及び削除に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧																
<p>I 株式銘柄コード (略)</p> <p>II 公社債銘柄コード</p> <p>5～10 (略)</p> <p>(注1)～(注8) (略)</p> <p>(注9) <u>金融商品取引法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場に上場する非公募銘柄に付番する場合の銘柄コードについて</u> <u>(削除)</u></p> <p>①回記号コードは証券コード協議会が定める任意の数値とする。</p> <p>②<u>固有名コードは全ての銘柄について1種類の共通コード(0799)を利用する。</u></p> <p>(例)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">内国会社 a 銘柄</td> <td style="text-align: right;">00010799</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">外国会社 b 銘柄 (1本目)</td> <td style="text-align: right;">00020799</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">内国会社 c 銘柄</td> <td style="text-align: right;">00030799</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">外国会社 b 銘柄 (2本目)</td> <td style="text-align: right;">00040799</td> </tr> </table> <p><u>(削除)</u></p> <p>(注10) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～19 (略)</p> <p><u>20. 「II. 公社債銘柄コード」の(注9)の変更の規定は、2015年10月7日から施行する。</u></p> <p><u>21. 年の表記を(例示の銘柄名中の和暦表記は除く)西暦に統一した(2015年10月7日)。</u></p>	内国会社 a 銘柄	00010799	外国会社 b 銘柄 (1本目)	00020799	内国会社 c 銘柄	00030799	外国会社 b 銘柄 (2本目)	00040799	<p>I 株式銘柄コード (略)</p> <p>II 公社債銘柄コード</p> <p>5～10 (略)</p> <p>(注1)～(注8) (略)</p> <p>(注9) 非公募銘柄に付番する場合の銘柄コードについて</p> <p>・固有名コード未設定の発行体が発行する銘柄の場合</p> <p>①回記号コードは証券コード協議会が定める任意の数値とする。</p> <p>②銘柄固有名コードは複数の発行体について1種類の共通コード(0799)を利用する。</p> <p>(例)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">内国会社 a 銘柄</td> <td style="text-align: right;">00010799</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">外国会社 b 銘柄 (1本目)</td> <td style="text-align: right;">00020799</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">内国会社 c 銘柄</td> <td style="text-align: right;">00030799</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">外国会社 b 銘柄 (2本目)</td> <td style="text-align: right;">00040799</td> </tr> </table> <p>・固有名コードが設定されている発行体の場合は、6.～8. の取扱いとする。</p> <p>(注10) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～19 (略)</p>	内国会社 a 銘柄	00010799	外国会社 b 銘柄 (1本目)	00020799	内国会社 c 銘柄	00030799	外国会社 b 銘柄 (2本目)	00040799
内国会社 a 銘柄	00010799																
外国会社 b 銘柄 (1本目)	00020799																
内国会社 c 銘柄	00030799																
外国会社 b 銘柄 (2本目)	00040799																
内国会社 a 銘柄	00010799																
外国会社 b 銘柄 (1本目)	00020799																
内国会社 c 銘柄	00030799																
外国会社 b 銘柄 (2本目)	00040799																